

市第8号議案 横浜市火災予防条例の一部改正 (急速充電設備の基準の改正)

1 急速充電設備

(1) 急速充電設備とは

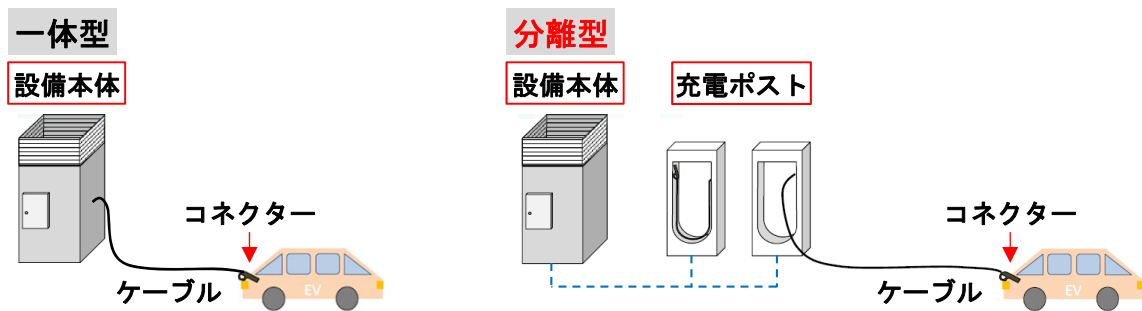
急速充電設備は、電気自動車等の車載電池に高い圧力で電流を流すことで短い時間で充電することを可能にする設備で、外出先で充電をするため、高速道路のサービスエリアなどに設置される設備です。

(2) 改正経緯

近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることや、これまでの変圧機能を有する設備本体とケーブル等が一体となった「一体型」の急速充電設備に加え、設備本体とケーブル等を収納する充電ポストで構成される「分離型」の設置事例が見られるようになりました。

これを受け、総務省消防庁において検討を行い、全出力の上限の撤廃や「分離型」を新たに規定するなど、国の省令*が改正されたことから、同様に横浜市火災予防条例の一部を改正します。

*対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令



<コネクター>

充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの

<充電ポスト>

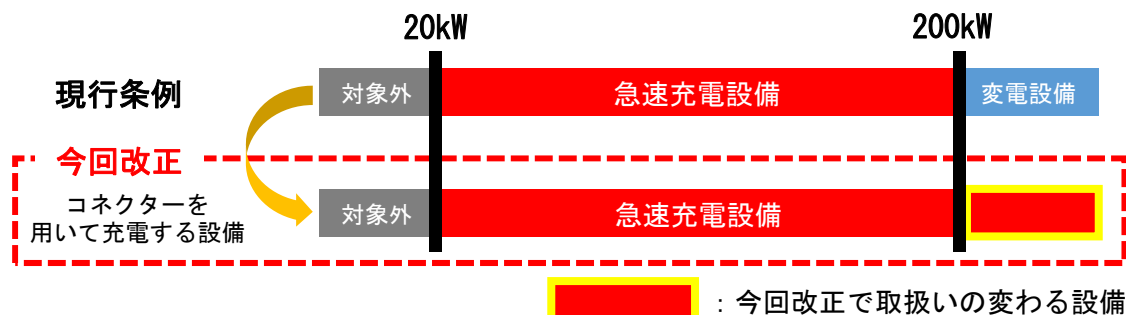
コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの

2 条例改正の内容

(1) 急速充電設備の定義について（第14条の2第1項）

これまでは「全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。」ものを急速充電設備として取り扱っていましたが、全出力の上限を撤廃することから「全出力200キロワットを超えるもの」を削除します。

【急速充電設備対象のイメージ】



そのほか、急速充電設備の定義について、次のとおり規定します。

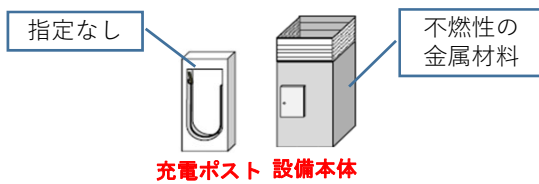
- ア 急速充電設備の充電対象は、これまで電気を動力源とする自動車又は原動機付自転車としていたが、船舶、航空機その他これらに類するものを加え「電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」とすること。
- イ 急速充電設備は「コネクタを用いて充電する設備」であること。
- ウ 分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストを含むこと。

(2) 充電ポストの取扱いに関する事項（第14条の2第1項第1号及び第2項第2号）

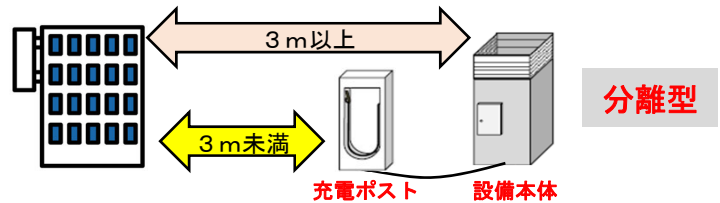
分離型の充電ポストは変圧機能を有していないため出火の危険性が低いことから、設備本体に規定している次の規定を適用しないこととします。

- ア 筐体^{きょうたい}を不燃性の金属材料で造ること。
- イ 屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

【筐体の材質】



【建築物からの距離のイメージ】



(3) 緊急停止装置について（第14条の2第1項第10号）

急速充電設備は、これまでも手動で緊急停止させることができる措置を講ずるよう規定していますが、分離型の急速充電設備では、設備本体と充電ポストが離れた位置に設置されることが想定されます。

そのため、いずれの急速充電設備についても、利用者が異常を認めたときに手動で緊急に停止することができる装置（緊急停止装置）を速やかに操作することができる箇所*に設けることとします。

*一体型の場合は設備本体、分離型の場合は、コネクタ等を想定

【緊急停止装置の設置箇所のイメージ】



(4) 蓄電池について（第14条の2第1項第15号及び第16号）

ア 設備本体

急速充電設備の設備本体に蓄電池を内蔵しているものにあつては、蓄電池の異常を検知した場合に急速充電設備を自動的に停止させる等の措置が規定されていますが、内蔵する蓄電池が「主として保安のために設けるもの*」のみの場合は、急速充電設備を自動的に停止させる等の措置に関する規定を適用しないこととします。

イ 分離型の充電ポスト

「主として保安のために設けるもの*」を除き、蓄電池を内蔵してはならないこととします。

*停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年10月1日

(2) 経過措置

施行期日前に設置又は工事中で改正後の急速充電設備に該当する設備は、改正規定を適用しないものとします。